

堺市立東深井小学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめに対する基本認識

本校所属の全て職員は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る重大な人権侵害」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、できる限りの支援を行い、絶対に守りぬく。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。また、その子どもの心にも寄り添う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協力を努める。

2 いじめの未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を身近なこと、自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりの育成に努める。
- (2) 道徳・特別活動・総合的な学習の時間をとおして、規範意識や集団の在り方、仲間についての学習の深化充実を図る。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、個々の教員のカウンセリング力を強化する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。いじめ問題への取り組みに関して RPDCA サイクルを構築する。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害、個別の情報収集力及び共有に関する教員研修の深化充実を図り、いじめ相談体制の整備・点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的に情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくりを推進する。また、特別支援教育の深化を図る。
- (9) 静謐な学習環境、授業規律の徹底を図る。
- (10) ストレスの発散方法について他人にぶつけるのではなく、読書やスポーツ、遊びの中でのストレス解消法を教育活動を通じて学習する。
- (11) 堺市教育委員会発行の「いじめ対応チェックシート」の活用を図る。

3 いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することが多く、学校・家庭・地域が一丸となり、全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。 (例：いじめ対応チェックシート等)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。 (例：いじめアンケート・個別面談の実施・あのね帳)
- (3) 子どもの行動を注視する。 (例：いじめの対応チェックリスト・行動観察)
- (4) 保護者と情報を共有する。 (例：連絡帳・電話・家庭訪問・PTAの会議)
- (5) 地域と日常的に連携する。 (例：安全登校日・地域行事・関係機関との情報共有)

4 いじめの早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、直ちに詳細な事実確認を行う。詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任が抱え込むことのないよう、学校全体の問題としてとらえ、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 学校長は事実に基づき、当該の子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪を理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 触法行為があった場合には、早期に警察などの関係機関に相談し、協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡をとり合い、子どもの現状把握、実態把握に努める。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境を醸成することに全力を注ぐ。

5 いじめアンケート調査の実施

6月、9月、1月の計3回、いじめアンケート調査を実施する。また、いじめアンケート調査から得たものより、個人面談を行い、実態把握を行う。いじめ問題が生じたときには必要に応じて、状況把握の為のアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、教務、主幹教諭、生徒指導、養護教諭、当該学年担当者を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取り組みについての定期的な点検を行うとともに必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取り組みの工夫改善に努める。

[いじめに対する措置]

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、「校内いじめ対策委員会」に速やかに情報を提供し、共有する。また、子どもやその保護者からの「いじめではないか。」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴し、同様に「校内いじめ対策委員会」に情報を提供する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童からの聞き取りを行い、いじめの正確な実態把握を行う。その際には、他の児童の目に触れないよう、聞き取り場所や時間など、慎重な配慮を行う。
- (3) 家庭訪問を行い、その日のうちに迅速に被害児童の保護者に事実関係を伝える。
- (4) いじめた児童が複数いる場合は、同時刻に個別に聞き取りを行う。
- (5) 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- (6) いじめの問題に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学にあたり、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (7) 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。
- (8) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官などの外部専門家が参加しながら対応する。また助言を求める。

[校内研修の実施]

いじめ問題を全教職員が組織として適切に対応するために、毎年校内研修を実施する。

[重大事態への対処について]

※いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（年間 30 日以上を目安、または一定の期間連続している）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合は重大事態として対処いたします。

・学校が調査主体の場合

- (1) 重大事態の認知後、学校に重大事態の調査組織を設置する。また、市教育委員会に報告を行う。
- (2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) いじめを受けた児童および保護者に対して情報を適切に提供する。
- (4) 調査結果を市教育委員会に報告する。
- (5) 調査結果をふまえた必要な措置をとる。

・堺市教育委員会が調査主体の場合

学校は市教育委員会の指示のもと、資料の提出などの調査に協力をする。

7 ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、メールやインスタントコミュニケーションアプリを利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、各学年に応じた情報モラル教育を行い、ネット上でのトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

さらにネット上における不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を講じる。必要に応じて、法務局・地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに西堺警察署に通報し、適切に援助を求めることとする。

8 いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけ、行き過ぎた行為などいじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた児童生徒の安全は十分に確保し、守り抜くこと。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感をあたえないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察や外部専門家との連携による措置も含め、毅然とした対応・指導を行う。
- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。
(傍観者への対応の一例)
- (5) いじめをはやし立てるなど、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
(観衆への対応の一例)
- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠蔽せず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分に踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえて、改善に取り組む。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日ごろからの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切な対応をすること、組織的な取り組みなどが評価されるよう、留意する。